

令和4年度地区花火大会事業補助金交付要綱

4 生文第188号

令和4年5月9日

(趣旨)

第1 この要綱は、区市町村が主催する花火大会及び区市町村が補助する花火大会（以下「大会事業」という。）に係る経費の一部を補助することにより、大会事業の円滑な運営及び東京における伝統文化の振興を図るために必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 大会事業を主催する区市町村

(2) 区市町村の補助を受けて、大会事業を主催する地元住民及び関係団体の代表者を主体として組織される実行委員会、観光協会、商工会等（以下「委員会等」という。）

2 1の規定にかかわらず、1(2)の委員会等が暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げるものに該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

(1) 暴力団（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 委員会等の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの。

3 1(1)の区市町村にあつては1回に限り補助対象者となることができる。

また、同(2)の委員会等にあつては、当該委員会等が属する区市町村につき1団体に限り補助対象者となることができる。ただし、区市町村が補助対象者となる場合は、当該区市町村に属する委員会等は補助対象者となることができない。

(補助事業及び補助金の額等)

第3 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の額は、別表1のとおりとし、予算の範囲内において補助する。

2 補助の対象となる経費の区分は、別表2のとおりとする。

3 補助の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、この要綱の施行の日から令和5年3月31日までとする。

(補助金の配分)

第4 第3 1の規定による補助事業者に対する補助金の額は、別に定める令和4年度地区花火大会事業補助金交付委員会の意見を聴いて決定するものとする。

(交付の時期等)

第5 この補助金は、補助対象者の事業計画及び事業執行状況に応じて交付するものとし、概算払とする。

(交付の申請)

第 6 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、補助金交付申請書（別記第 1 号様式）を東京都知事（以下「知事」という。）が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 7 知事は第 6 の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、交付決定書（別記第 2 号様式）により通知する。

2 知事が必要と認めた場合には、補助を受けようとする第 2 1（2）の委員会等が第 2 2 に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

(申請の撤回)

第 8 補助対象者は、第 7 の規定による交付決定書を受領した場合において補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは当該交付決定書を受けた日の翌日から 1 4 日以内に、申請の撤回をすることができる。

(補助金の請求及び交付)

第 9 補助対象者は、第 7 の規定による交付決定書を受けたときは、知事の指定する期日までに補助金交付請求書（別記第 3 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、1 の請求があったときは、その内容を確認し、補助金の支払を適当と認めたときは、これを支払うものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第 1 0 知事は、補助金の交付決定後、雨天、荒天、天災地変その他の理由により補助事業を遂行することが困難となった場合は、その決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助対象経費の一部又は全部が、既に契約等により発生した場合には、この限りではない。

2 知事は、1 の規定による補助金の交付決定の取消しにより特別に必要となった事務又は補助対象経費の一部若しくは全部が、既に契約等により発生した事業に係る経費（花火の購入又は打上げを行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費を含む。）について補助金を交付することができる。

(承認事項)

第 1 1 補助対象者は、補助事業を変更、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(事故報告)

第 1 2 補助対象者は、補助事業が補助対象期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかにその理由及び状況を事故報告書（別記第 4 号様式）により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(遂行命令)

第 1 3 知事は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 1 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助対象者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

2 補助対象者が 1 の命令に違反したときは、知事は補助対象者に対し、当該事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 1 4 補助対象者は、補助事業の終了後、速やかに実績報告書（別記第 5 号様式）により、知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 1 5 知事は、第 1 4 の規定による実績報告書の審査や必要に応じて行う調査等により、当該事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に対し、額の確定書（別記第 6 号様式）により通知する。

(精算書の提出)

第 1 6 補助対象者は、第 1 5 の規定による額の確定書を受けたときは、速やかに交付金額の計算の基礎を明らかにした精算書（別記第 7 号様式）を知事に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第 1 7 知事は、第 1 5 の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助対象者に対し当該補助事業につき、これに適合させるための措置を採るべきことを命ずる。

(決定の取消し)

第 1 8 知事は、補助対象者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

(4) 第 2 1 (2) の委員会等（代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等に該当するに至ったとき。

2 1 の規定は、第 1 5 の規定による額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 1 9 知事は、第 1 0 又は第 1 8 の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者が補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

2 第 1 5 の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を越える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

第20 補助対象者は、第18 1の規定に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 知事が補助対象者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納付期限までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満を除く。）を納付しなければならない。

(違約加算金及び延滞金の計算)

第21 知事が第20 1の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助対象者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

2 知事が第20 2の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

(帳簿等の整理保存)

第22 補助対象者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保存しなければならない。

(その他)

第23 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則 この要綱は、令和4年5月9日から施行する。

別表 1（第 3 1 関係）

花火大会の規模		補助金の額
打上花火 スターマイン ※補助対象花火は、2 号（直径 6 cm）以上と し、仕掛け花火は除外 する。	5， 0 0 0 発 以上	1, 000, 000円 以下 600, 001円 以上
	5， 0 0 0 発 未満 3， 0 0 0 発 以上	600, 000円 以下 400, 001円 以上
	3， 0 0 0 発 未満 1， 5 0 0 発 以上	400, 000円 以下 300, 001円 以上
	1， 5 0 0 発 未満 2 0 0 発 以上	300, 000円 以下 200, 001円 以上

別表 2（第 3 2 関係）

区 分	科 目	内 容
補助対象経費	花火費	花火購入費、花火打上費（花火打上げに直接使用 する設備費含む。打上台船借上費等）
補助対象外経費	会場費 広報費 管理費	会場設営費、会場警備費等 印刷費等 会議費、通信費、保険料、事務費等

別記

第1号様式（第6関係）

令和 年 月 日

東京都知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者 職氏名 印

令和4年度地区花火大会事業に伴う補助金交付申請書

このことについて、「令和4年度地区花火大会事業補助金交付要綱」第6の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の実施日、目的及び内容（規模）

（1）実施日

令和 年 月 日（ ）

（2）目的

（3）内容（規模）

打上花火総数	花火大会総経費	補助対象花火数	補助対象事業費
発	円	発	円

- 3 補助金交付申請額
- 金 円

4 添付資料

- （1）補助事業に係る事業計画書
- （2）補助事業に係る収支予算書
- （3）団体の定款又は規約
- （印鑑登録のある団体については、印鑑証明の写しを添付すること。）
- （4）誓約書（要綱第2 1（1）は除く。）
- （5）その他：補助事業に係る花火購入費、打上費の見積書（写）など

申請者 住 所
名 称
代表者 職氏名

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 4 年度地区花火大会事業に伴う
補助金について、下記のとおり交付する。

令和 年 月 日

東京都知事 印

記

1 補助事業名

2 補助金額
金 円

3 補助条件

4 申請の撤回

この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付
決定書を受けた日の翌日から 1 4 日以内に、申請を撤回することができる。

第3号様式（第9関係）

令和 年 月 日

東京都知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者 職氏名 印

令和4年度地区花火大会事業に伴う補助金交付請求書

令和 年 月 日付4生文文第 号で交付決定を受けた令和4年度
地区花火大会事業に伴う補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金交付請求額
金 円

第4号様式（第12関係）

令和 年 月 日

東京都知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者 職氏名

令和4年度地区花火大会事業に伴う事故報告書

このことについて、「令和4年度地区花火大会事業補助金交付要綱」第12の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 補助事業名
- 2 実施予定日時
- 3 補助金交付額
- 4 中止までの経緯
- 5 中止の理由
- 6 その他

第5号様式（第14関係）

令和 年 月 日

東京都知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者 職氏名 印

令和 年 月 日付4生文文第 号で交付決定を受けた令和4年度
地区花火大会事業に伴う補助事業の実績を下記のとおり報告します。

記

1 事業実績

	花火数	花火大会 総経費	補助対象 花火数	補助対象 事業費	都補助金
計画	発	円	発	円	(交付申請額) 円
実績	発	円	発	円	(交付決定済額) 円

2 添付書類

- (1) 補助事業に係る事業実施状況報告書
- (2) 補助事業に係る収支決算書
- (3) 補助事業に係る花火購入代金の領収書(写し)等、支払証明資料
- (4) その他

4 生文文第 号

申請者 住 所
名 称
代表者 職氏名

令和 年 月 日付 4 生文文第 号により交付決定した令和 4 年度地区
花火大会事業に伴う補助金について、令和 年 月 日付けで実績報告書が提出
された。審査した結果、当地区花火大会事業の成果が、当該補助金の交付決定の内容及
び条件に適するものと認められるので、その額を下記のとおり確定する。

令和 年 月 日

東京都知事 印

記

- 1 交付確定額
金 円
- 2 交付決定額（既交付額）
金 円
- 3 差引返還額
金 円

第 7 号様式（第 1 6 関係）

令和 年 月 日

東京都知事 様

申請者 住 所
名 称
代表者 職氏名 印

令和 4 年度地区花火大会事業精算書

令和 年 月 日付 4 生文文第 号で額の確定のあった令和 4 年度地区花火大会事業について、下記のとおり精算します。

記

- 1 概算受領額
金 円
- 2 精算額
金 円
- 3 差引額
金 円
- 4 添付書類
補助事業に係る収支決算書

令和 年 月 日

東京都知事 様

住 所

名 称

代表者 職氏名

印

誓 約 書

令和4年度地区花火大会事業補助金交付要綱第6の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする（団体名）（代表者、役員者又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）にあつては、東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第18条第1項（4）の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第19の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

＊この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

- ・暴力団又は暴力団が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者